

令和8年度に新たに追加する図書

・視覚教材の児童については、通常学級用教科用図書と同一の内容の「拡大教科書」または「点字教科書」を使用することができる。
○『くごん』に☆を添へて☆が☆になるように☆が☆となるような☆(おんなが☆)のおんなが☆★☆☆☆せいかつ☆せいかつ☆☆☆☆は、文部科学省著作教科書〔特別支援学校小学部知的障害者用教科書（市立小中学校特別支援学級で使用する場合は一般図表扱い）(☆本)〕である。
・児童の障がい程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替え、各種目において下学年の教科書（一般図表扱い）を使用することができる（知的障害のみ）（使用履歴を確認すること）。
○当該年度の検定教科書以外の教科書の使用検討時は、文科科学省発行の『教科書制度の概要』に従い①文科科学省著作教科書(☆本)もしくは下学年用検定教科書 ②一般図表 とする（知的障害のみ）。
一覽表に記載されている図表について、品切、絶版等の理由により供給不能となった場合も、教科用図書から除外するとす。

- 9 -